

NPO法人アンレーヴ倉敷定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アンレーヴ倉敷という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害者・障害児を対象に、非薬物療法である学習療法をツールとして、認知症や脳機能障害、発達障害等から生じる日常生活課題の予防・改善を図る。

高齢者に対しては、在宅生活を支える一つとして、「買い物支援に特化したデイサービス」を創設し、買い物を機能訓練の一環として位置づけ、自分自身の目で見て確かめて、好きなものを買うという一連の動作が、日常生活におけるリハビリにもつながり、生活の上で必要な品物を得るという観点からもモチベーションの維持・向上を図り、在宅生活を支える事はもとより、免許返納を考えるきっかけづくりを行う。

またすべての子供たちに対して、社会福祉協議会や一般企業・地域コミュニティ等と協働で子供食堂事業を通して、文化的な経験、交流を行い、「人としての豊かさ」を提供する。「子供が夢を持てる社会」「貧困のない社会」「困った時に助けられる社会」など包括的に社会課題にアプローチを行い、健全な地域づくりを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく通所介護
- (2) 介護保険法に基づく総合事業通所介護（介護予防通所介護相当サービス）
- (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (4) 認知症や発達障害、脳機能障害等から生じる日常生活課題の予防・改善活動
- (5) 子供食堂事業、一人親家庭支援・食品ロス削減推進
- (6) 世代間交流事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解

任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 相談役として顧問を置くことができ、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

い。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決

を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する

場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利法人に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行

う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ、内閣府NP0法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	坂本 晋也
副理事長	林 由美
理 事	坂本 千尋
理 事	矢野 由布起
理 事	田渕 弥幸
理 事	津田 晶生
理 事	三上 雅也
理 事	三宅 理佳江
理 事	竹原 康江
監 事	沖田 真一
監 事	石川 英知
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | | |
|--------|----|---------------|
| ①個人 | 一口 | 3,000円(1年間分) |
| ②団体・法人 | 一口 | 10,000円(1年間分) |

(2) 賛助会員

- | | | |
|--------|----|----------------------|
| ①個人 | 一口 | 1, 0 0 0 円 (1 年間分) |
| ②団体・法人 | 一口 | 1 0, 0 0 0 円 (1 年間分) |

(縦覧用)

役 員 名 簿

NPO法人 アンレーヴ倉敷

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	坂本 晋也	非公表	無
2	副理事長	林 由美		無
3	理 事	坂本 千尋		無
4	理 事	矢野 由布起		無
5	理 事	田渕 弥幸		無
6	理 事	津田 晶生		無
7	理 事	三上 雅也		無
8	理 事	三宅 理佳江		無
9	理 事	竹原 康江		無
10	監 事	沖田 真一		無
11	監 事	石川 英知		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

日本の高度経済成長を支えた、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には3,677万人に達し、令和24年（2042年）には3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。総人口が減少する中で、65歳以上の者が増加することにより高齢化率はさらに上昇を続け、令和18年（2036年）には33.3%で3人に1人が65歳以上の社会となります。

子供や高齢者に関わる生活環境も変化し、ひとり親（母子・父子）世帯は75万6千世帯と増加傾向であり、一人暮らしの高齢者数も、令和22年（2040年）には男性約356万人、女性約540万人となることが予測されています。また、高齢者人口に占める一人暮らしの高齢者の割合も更に上昇を続け、令和22年（2040年）には男性 20.8%、女性 24.5%となることが予測されています。

介護保険制度が制定され25年が経過しました。介護を取り巻く環境は劇的に変化をし、少子高齢化の進行で制度の持続可能性が危ぶまれ、事業の休止・縮小等各地で「介護崩壊」寸前の事態が発生しました。多くの介護・医療・福祉・保育等に携わる職員は「使命感」を持って高齢者や子供たちの暮らしと命を支えています。

介護の世界では「お世話をする」介護から「自立支援」の介護へと変化を遂げていますが、「介護」を支える人材不足は危機的状況で令和7年（2025年）には32万人の介護職員の不足が懸念されています。

また、これからの日本を支える子供たちにおいても、医師から「発達障害」と診断された人は約48万人と推計され、これは1クラスに1～3名程度の発達障害児がいると言っても過言ではないと考えられます。今後も発達障害と診断される子供は増加すると推測されますが、「療育」「支援」の受け皿はまだ不十分だと考えます。

子供から見る高齢者との関り、高齢者から見る子供との関りが希薄となり、高齢者を敬うきっかけ、将来の日本を担う子供への希望と期待など、改めて世代間を越えた「人と人との繋がり・交流」が今求められているのではないかと考えます。

これまでの日本の公的な福祉サービスは、「高齢者」「障がい者」「子供」といった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、その充実を図ってきました。しかし、上記でも述べたように、少子高齢社会を迎え、介護保険制度には「財源」「人材」の限界が予測され、現在危機的な状況であること。また、多様なニーズに応えるため、地域の実情に応じた効果的な体制整備や人材確保が急務であること。

その中で、従来とは違う方法で個々の課題を解決するための方策として平成30年度に介護保険サービス・障害福祉サービスにおける特例として「共生型サービス」が位置付けられました。

「共生型サービス」を通して、今までの日本を支えてきた高齢者に対して自然と敬い、感謝の気持ちを持つことができ、そしてこれからの日本を担う子供たちに対して、希望と期待を持って接し、世代間を越えた交流や理解、親睦を深め今までにない「社会的交流の場」の提供を行いたいと考えています。

また、交流の場だけではなく「認知症」や「発達障害」など様々な疾患に対しても「予防・改善」の観点から、新しい選択肢の一つとして、実現できれば倉敷市内では初となる共生型デイサービスにて高齢者・子供を対象に、「くもん学習療法」の導入を行います。くもん学習療法とは「音読と簡単な計算を中心とする教材を用いた学習を、学習者と支援者がコミュニケーションをとりながら行うことにより学習者の認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能などの前頭前野機能に維持改善を図るもの」です。他の人から褒められたり、認められた言葉かけをされると一瞬で脳は活性化し、非薬物療法として確立し認知されています。

2015年度に経済産業省・農林水産省・厚生労働省が連名で策定した「地域包括ケアシステム構築に向けた公的保険外サービス参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」でも参考事例として紹介され、委託事業においてソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の実証実験において社会的・費用対便益があることが明らかとなりました。

この「くもん学習療法」を発達障害のある子供たちにも提供を行い、学力をつけるのではなく、「療育」としてとらえ、「自信」「意欲」「誇り」を最大限に引き出し、未来ある子供たちに対しても「キラキラ輝く人生」のサポートをさせて頂きたいと考えています。また、地域に対しても、元気高齢者を対象に「脳の健康教室」を開催し、早期から認知症予防、孤立の防止、社会参加など、人が人を支える当たり前のことを、この共生型サービスを通して実践していく所存です。

その他にも、高齢者に対して在宅生活を支える一つとして、「買い物支援に特化したデイサービス」を創設し、車の免許を返納した方、仕方なく生活の為に車を運転している方、行きたくても家族が遠方でいけない方など、高齢者にとって「買い物」は必要不可欠であり、高齢者ドライバーの問題とも密接していると考えています。

そこで買い物を機能訓練の一環として位置づけ、自分自身の目で見て確かめて、好きなものを買うという一連の動作が、日常生活におけるリハビリにもつながり、生活の上で必要な品物を得るという観点からもモチベーションを維持できると考えています。このサービスを利用して頂き、在宅生活を支える事はもとより、免許返納を考えるきっかけになればと考えます。

2022年に始まった食品値上げラッシュは2025年以降も継続しており、その影響が家計に重くのしかかっています。昨今の地球規模の気候変動、ロシアのウクライナ侵攻・中東紛争による穀物や資源価格の高騰、急激な円安の進行などが重なり、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けるのが低所得の子育て世帯であります。行政は特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行っていますが、これも不十分だと考えます。旧倉敷地区には子供食堂が11事業所のみしかなく、倉敷市全体で30事業所しかありません。

日本全体でも子供たちの9人に1人が貧困であり、ひとり親家庭では2人に1人あります。（厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より）また、2021年度に「不登校」とみなされた小中学生は、前年度より24.9%増の24万4,940人で過去最多。不登校の増加は9年連続で、コロナ禍によりさらに急増しました。（文部科学省「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」より）日本の子ども・若者の18人に1人が、家や学校などの「どこにも居場所がない」と孤独感を抱いています。（内閣府「令和4年版子供・若者白書」より）

それを打開するため、新たに子供食堂の開設を行い、高齢者と子供が集い、高齢者が子供を支え、子供が高齢者に笑顔を届ける居場所作りを行います。また、お昼の食事だけでなく、夕方食堂等、子供のニーズに合わせた時間や提供など実践していきます。

どんな環境や境遇でも、子供たちに「夢と希望」を、高齢者に「安心と安全」が持てる社会を目指して取り組みたいと考えています。

また、ここに集った子供たちが、将来高齢者に携わる仕事に就き、超高齢社会を支える一員になってくれればと願っています。

そのためにはすべてが「人」です。「人こそすべて」だと私は考えています。多様な考え方や生き方がある現代社会においてまずは、「受容」すること。次に「人間力」、「人間性」の向上が重要だと思います。介護・福祉に関わる一人の人間として、「社会を構成し運営するとともに、自律したひとりの人間として力強く生きていくための総合的な力・人を見る力」を養い、自身の弱さも含めて、常に自分自身と向き合いながら、日々成長できる「人」でありたいと思っています。「人こそすべて」。人が人を支え「お互い様」の精神を持って、社会に貢献できる「人」であり続けられるよう、一層の努力をし、そして今の子供たちも「夢や希望」を持って社会へ送り出すことができるよう、未来への希望を託したいと思います。

2 申請に至るまでの経過

令和6年 9月 1日 特定非営利活動法人設立のための有志にて勉強会を開催

令和7年 3月 9日 特定非営利活動法人設立のための有志にて勉強会を開催

令和7年6月15日

NPO法人 アンレーヴ倉敷

設立（代表）者 住所又は居所

岡山県倉敷市連島町鶴新田1030番地12

氏名 坂本 晋也

令和 7 年度事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人 アンレーヴ倉敷

1 事業実施の方針

利用者が住み慣れた地域で在宅生活が維持できるように、新しいサービスの一つとして「買い物特化型デイサービス」を創設する。人口減少・少子高齢化などに伴い、流通機能や交通網が衰えるなどの様々な原因で、日々の買い物の機会が得られない方に対し支援を行う。その為にも、まずは通所介護の指定認可を得るため、自治体へ事前協議を行い、並行して物件の確保、内装工事等必要な資金調達の計画を行い、持続可能な事業が実施できるよう、土台作りを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
介護保険法に基づく通所介護	買い物特化型デイサービスを通して、買い物支援を実施し、在宅生活の維持と身体機能の向上を目指す	未定	倉敷市	0人	0人	0円
介護保険法に基づく総合事業通所介護（介護予防通所介護相当サービス）	買い物特化型デイサービスを通して、買い物支援を実施し、在宅生活の維持と身体機能の向上を目指す	未定	倉敷市	0人	0人	0円

児童福祉法に基づき障害児通所支援事業	学習療法を療育として捉え、発達障害等の児童に対して提供し、子供たちの生活を豊かにする。	未定	倉敷市	0人	0人	0円
認知症や発達障害、脳機能生涯から生じる日常生活課題の予防・改善活動	くもん学習療法を通して、認知症予防、発達障害等の予防・改善を図る	通年	倉敷市	0名	0名	0円
子ども食堂事業、一人親家庭支援・食品ロス削減推進	地元企業の協賛・賛同を得ながら、賞味期限が近い食材を集め、子供食堂や、ひとり親、高齢者の独居世帯へ提供する	未定	倉敷市	0名	0名	0円
世代間交流事業	少子高齢・核家族化が進む中で、高齢者と子供が関わる機会を設け、地域において、世代を超えたつながりや相互理解を深める	未定	倉敷市（連島）	0名	0名	0円

令和 8 年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NP0法人 アンレーヴ倉敷

1 事業実施の方針

地域の高齢者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に対して「買い物特化型デイサービス」を社会的資源の一つとして、知っていただくため、継続した啓蒙活動を実施する。また、ご紹介いただいたケアマネージャーに対して、利用者がどのように変化したか、改善点や利用者からの要望など、利用者を中心としたフィードバックを充実させ、LIFE（科学的介護体制推進加算）の導入を行い、自立支援・重度化防止に努める。

職員の資質向上を目指し、積極的に外部研修に参加する。個々の能力を活かした組織作り、働きやすい職場作りの実践を行う。

高齢者と子供が集う場所として、まずは「放課後児童健全育成事業」の新規参入を目指し、行政や小学校、民生委員、PTAとの連携を密にし、通う子供たちに対して適切な遊びの場や生活の場を提供し、健全な育成を図る。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
介護保険法に基づく通所介護	買い物特化型デイサービスを通して、買い物支援を実施し、在宅生活の維持と身体機能の向上を目指す	通年	倉敷市	3人	218人	4,987千円
介護保険法に基づく総合事業通所介護（介護予防通所介護相当サービス）	買い物特化型デイサービスを通して、買い物支援を実施し、在宅生活の維持と身体機能の向上を目指す	未定	倉敷市	2人	68人	2,494千円

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	学習療法を療育として捉え、発達障害等の児童に対して提供し、子供たちの生活を豊かにする。	年4回	倉敷市	3人	218人	4,987千円
認知症や発達障害、脳機能生涯等から生じる日常生活課題の予防・改善活動	くもん学習療法を通して、認知症予防、発達障害等の予防・改善を図る	通年	倉敷市	0名	0名	0円
子ども食堂事業、一人親家庭支援・食品ロス削減推進	地元企業の協賛・賛同を得ながら、賞味期限が近い食材を集め、子供食堂や、ひとり親、高齢者の独居世帯へ提供する	未定	倉敷市	0名	0名	0円
世代間交流事業	少子高齢・核家族化が進む中で、高齢者と子供が関わる機会を設け、地域において、世代を超えたつながりや相互理解を深める	未定	倉敷市	0名	0名	0円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人 アンレーヴ倉敷

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	14,000		14,000
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金又は自己資金	150,000	0	150,000
4 事業収益			
介護保険事業収益	0	0	0
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計	164,000	0	164,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬		0	0
給料手当		0	0
臨時雇賃金		0	0
法定福利費		0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費		0	0
通信運搬費		0	0
印刷製本費		0	0
消耗品費	5,000	0	5,000
備品費			0
光熱水費		0	0
賃借料	16,560	0	16,560
保険料		0	0
会議費			0
雑費	100,000		100,000
その他経費計	121,560	0	121,560
事業費計	121,560	0	121,560
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
役員報酬	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
広告宣伝費	0		0
印刷製本費			0
備品費		0	0
消耗品費		0	0
通信運搬費		0	0
借入金返済		0	0
租税公課		0	0
地代家賃		0	0
雑費	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	121,560	0	121,560
当期経常増減額	42,440	0	42,440
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	42,440	0	42,440
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	42,440	0	42,440

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人 アンレーヴ倉敷

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	14,000		14,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金			0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金又は自己資金	4,000,000		4,000,000
4 事業収益			
介護保険事業収益	12,468,600		12,468,600
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入			0
経常収益計	16,482,600	0	16,482,600
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	9,768,000		9,768,000
臨時雇賃金	0		0
法定福利費	927,960		927,960
人件費計	10,695,960	0	10,695,960
(2) その他経費			
旅費交通費	40,000		40,000
通信運搬費			0
印刷製本費			0
消耗品費	60,000		60,000
備品費			0
光熱水費			0
賃借料	16,560	0	16,560
保険料	180,000		180,000
会議費	40,000		40,000
雑費	960,000		960,000
その他経費計	1,296,560	0	1,296,560
事業費計	11,992,520	0	11,992,520
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			0
役員報酬			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
広告宣伝費	0		0
印刷製本費	0		0
備品費	0		0
消耗品費	0		0
通信運搬費	240,000		240,000
借入金返済	2,400,000		2,400,000
租税公課	0		0
地代家賃	3,000,000		3,000,000
雑費	208,800		208,800
その他経費計	5,848,800	0	5,848,800
管理費計	5,848,800	0	5,848,800
経常費用計	17,841,320	0	17,841,320
当期経常増減額	-1,358,720	0	(1,358,720)
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額	-1,358,720	0	(1,358,720)
前期繰越正味財産額	42,440	0	42,440
次期繰越正味財産額	(1,316,280)	0	(1,316,280)

保健衛生費・教養娯楽費・
車両リース代込みリース(PC請求)・保守料・
駐車場・会費・広告宣伝費・
その他経費込み

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。